

介護保険料のお知らせ

介護保険料の決定通知は7月中旬にお送りします。

65歳以上の人（第1号被保険者）の本年度の介護保険料が決まりましたので、納付通知書・特別徴収額決定通知書兼開始通知書を7月中旬に発送します。詳しくは通知書をご覧ください。

令和6年～8年度の介護保険料について

65歳以上の方の介護保険料は、要介護認定者数や介護サービス費の見込みなどを基に、3年ごとに見直されます。令和6年～8年度の介護保険料の基準額は、年額69,000円（月額5,750円）で所得により次表のとおり17段階の保険料になります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

所得段階	対 象 者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者	19,665円
	世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金受給者	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額	80万円以下の人
		80万円を超え120万円以下の人
第3段階	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額	120万円を超える人
第4段階		80万円以下の人
第5段階	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額	80万円を超える人
		69,000円（基準額）
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額	120万円未満の人
第7段階		120万円以上210万円未満の人
第8段階		210万円以上320万円未満の人
第9段階		320万円以上420万円未満の人
第10段階		420万円以上520万円未満の人
第11段階		520万円以上620万円未満の人
第12段階		620万円以上720万円未満の人
第13段階		720万円以上900万円未満の人
第14段階		900万円以上1,100万円未満の人
第15段階		1,100万円以上1,500万円未満の人
第16段階		1,500万円以上2,000万円未満の人
第17段階		2,000万円以上の人

※第1～第3段階は、公費軽減適用後の保険料年額を表示しています。
 ※合計所得金額は、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。
 ※分離譲渡所得がある人の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
 ※所得段階が第1～第5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。また、給与所得がある場合は、給与所得（所得金額調整控除の適用を受けている場合は適用前）の金額から10万円を控除します。

高齡福祉課 (TEL)049・262・9037 (FAX)049・261・7621



高齡福祉課

TEL 049・262・9038
FAX 049・261・7621

●通所型サービスC

加齢などで低下した体力や歩行機能を向上させる方法のほか、食事の改善などを医療専門職から学び、習得します。

期間 8月28日(水)～11月20日(水)

(概ね週1回、計13回)

場所 大井総合福祉センター(送迎要相談)

対象 要支援1・2で自主的にプログラムに取り組むことができる人
 (デイサービスなどの利用者を除く)
 ※要介護認定を受けていなくても利用できる場合があります。

定員 15人(申込順)

申込方法 8月6日(火)までにお住ま

いの地域の高齢者あんしん相談センターに電話で申し込む

申 高齢者あんしん相談センター

ふくおか

(TEL)049・261・1126

かすみがおか

(TEL)049・264・7620

つるがまい

(TEL)049・256・6061

おおい

(TEL)049・261・3021

●認知症サポート医による「もの忘れ・認知症相談」(要予約)

認知症は、早期段階での対応が重要です。認知症に関して相談したいことがありますら、ぜひご利用ください。

日時 8月9日(金)

午後3時～4時30分

場所 大井総合福祉センター4階会議室2

定員 3人(申込順)

申込方法 7月31日(水)までに電話で申し込む

※申し込み後、担当の高齢者あんしん相談センター職員が訪問してお話を伺うことがあります。

食欲の落ちる季節！ 高齢者の「低栄養状態」にご注意ください

暑くなり食欲が落ちやすい季節になってきました。食欲がなくても簡単に食べることができる麺類だけで食事を済ます人も多いのではないのでしょうか。

高齢者の食生活で心配なのは、たんぱく質不足による「低栄養状態」です。低栄養状態になると身体の老化が加速し、筋力が弱まって、転倒や骨折しやすくなるだけでなく、抵抗力が低下し、病気になりやすくなります。

ごはん、パン、麺など「エネルギー」になるものに加え、特に魚、肉、卵など体を維持する「たんぱく質」を積極的にとり、バランスよくいろいろな食材を食べるように心がけましょう。



高齡福祉課 (TEL)049・262・9038 (FAX)049・261・7621

●介護保険負担限度額認定証の更新

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日(水)です。引き続き介護保険負担限度額認定証が必要な場合は、改めて申請が必要です。

申請場所 高齡福祉課、大井総合支

所市民総合窓口課

申請に必要なもの 被保険者本人お

よび配偶者の通帳などの写し

対象 次の全てに該当する人

①介護保険料を滞納していない

②住民税非課税世帯

③預貯金などの資産の合計が基準額以下

※預貯金などの資産合計の基準額は所得の状況により異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



大井総合福祉センター

TEL 049・266・1111
FAX 049・266・1112

■大井中央 2・2・1

■初めて利用する人は、利用者登録が必要です。本人確認書類（健康保険証など）をお持ちください。

●健康相談（整形外科）

足腰の痛みなどお気軽にご相談ください。

日時 7月16日（火）

午後1時15分～2時

場所 大井総合福祉センター3階

健康相談室

担当医 山口医師（ふじみ野整形外科）

内科骨粗鬆症スポーツクリニック

対象 市内在住の60歳以上の人

定員 5人（申込順）

申込方法 7月5日（金）から大井総合

福祉センター1階窓口か電話（TEL

049・266・1111）で申

し込む

県後期高齢者医療広域連合

（健康長寿歯科検診コールセンター）

TEL 0120・981・199

●健康長寿歯科検診

本年度中に76歳または81歳を迎え



る被保険者を対象に、健康長寿歯科

検診を実施します。お口の健康は、

全身の健康につながります。疾病の

予防や健康増進のため、ぜひ受診し

てください。

実施期間 7月1日（月）～来年1月31

日（金）

対象 次のいずれかに該当し、後期

高齢者医療被保険者証を持つ人

①昭和23年4月2日～昭和24年4

月1日生まれ

②昭和18年4月2日～昭和19年4

月1日生まれ

※申し込み手続きなど、詳しくは、

後期高齢者医療広域連合から6月下

旬に届いた受診案内をご覧ください。

介護サービスの紹介 パート12

介護保険で使えるサービスを順次紹介しています。利用には介護認定を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。

施設サービス

介護保健施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。今回は、介護医療院について紹介します。

●介護医療院

長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練や日常生活上の世話など、医療と介護が一体的に受けられます。看取りケアやターミナルケアといった医療機能や入所者の生活施設としての機能を有しているのが特徴です。

入所対象 要介護1以上の人

☎ 高齢福祉課

（TEL 049・262・9037 FAX 049・261・7261）

介護予防センター

TEL 049・264・7270
FAX 049・264・7271

■霞ヶ丘 1・5・1

■一般駐車場はありません。障がい

などにより駐車場の利用が必要な

場合は、事前にご連絡ください。

■新規に介護予防センターの利用登

録をする人は、本人確認書類（健

康保険証など）をお持ちください。

●足腰ラクラク体操

足腰の筋力と柔軟性を高め、しな

やかな体づくりを一緒に行っていましょ

日時 7月8日（月）・17日（水）

いずれも午前10時30分～11時30分

場所 介護予防センター1階

介護予防ホール

対象 市内在住で65歳以上の人

定員 各40人（先着順）

持ち物 介護予防センターの利用登

録証、動きやすい服装、タオル、

飲み物

※当日、直接会場にお越しください。